

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、目まぐるしく変動する経営環境下において、経営の効率性の向上、競争力のある強い会社作り、安定的な経営基盤と株主重視の経営体制を確立するため、コーポレート・ガバナンスの重要性については十分に認識し、社内体制の強化に努めております。

また、経営をしていく中で、如何に経済社会の一員として、社会的責任を果たしていくのか、リスク管理、内部統制という大きな柱をどのように規律していくのかということが重要な課題であると捉え、コンプライアンス体制の強化についても積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

当社は監査役制度を採用し、会社の機関として会社法に規定する取締役会および監査役会を設置しており、重要な業務執行の決議、監督ならびに監査を行っております。取締役は8人で構成しており、取締役8人のうち1人は社外取締役であります。

監査役は3人で構成しており、客観的な立場から取締役の職務執行を監視しております。3人のうち2人は社外監査役であります。取締役、監査役ともに当社の業務執行に携わらない社外役員を積極的に採用することで経営の監査機能の強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日電ホールディングス株式会社	533,700	11.37
青木 さち子	311,187	6.63
日本生命保険相互会社	168,450	3.59
昭和電線ケーブルシステム株式会社	161,000	3.43
泉州電業株式会社	97,900	2.08
八木 久左衛門	90,500	1.92
因幡電機産業株式会社	84,830	1.80
リケンテクノス株式会社	76,995	1.64
昭和化成工業株式会社	75,000	1.59
日本電線工業従業員持株会	66,300	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	2月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k					
川瀬 幸雄	他の会社の出身者												○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川瀬 幸雄		昭和電線ケーブルシステム株式会社エネルギーシステムユニット電線製造部部长	同業大企業幹部職であり、当社業務に対し、知識・技術面において有用な指導ならびに助言をしてもらうことができ、当社業務の全般的な効率向上となるため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数 <small>更新</small>	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期、年度末における会計監査人の監査の結果を受け、監査役が監査部分以外の分野も含め、全般にわたり監査することとしている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <small>更新</small>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され	

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会の決議により定められた取締役および監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役との連絡の窓口は総務部総務担当が資料等の配布等も含めて担当している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役は8名(うち社外取締役1名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)で構成されております。取締役会は毎月開催され、重要事項に関する決議を行うとともに各部門の状況確認を行い、社外取締役からは経営陣から独立した立場で、当社の経営について有益な提言・助言を受けております。

また、常務会ならびに部長会が定期的に開催され、事業環境の分析、利益計画の進捗状況等の情報の共有化、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生、企業行動規範の浸透と遵守、コンプライアンスの徹底を図り、経営判断に反映しております。

リスク管理に関しても同様に部長会が中心となり、経営上の重要なリスクに関しては、逐一取締役会に報告し、決済を得ることとしております。

内部監査については、内部統制室を設置し、計画的に業務監査を行っております。

監査役監査については、取締役会への出席および取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意志決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査しております。なお、社外監査役2名のうち、1名は独立役員であります。

会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を結び、正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実現される環境を整備しております。業務を執行した降任会計士の氏名は次のとおりであります。

指定有限責任社員・業務執行社員：西野裕久、山本雅春の2名で、両名ともに継続監査年数は、7年以内であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、常務会、部長会、監査役会および内部統制室が相互に連携することで、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

監査役は、監査方針に基づき、取締役会、その他重要な会議へ出席しており、中立的かつ客観的な取締役の業務執行に対する監督・監視機能というガバナンス体制が有効に機能しており、また、社外監査役がその職務を全うすることにより、外部的視点からの取締役の業務執行に対する監督機能を果たすことが可能であることから現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページでは、決算短信を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況
実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是、社訓ならびに経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し、代表取締役社長がその精神を、役職者をはじめ全従業員に継続的に伝達し、周知徹底させることにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

当社は、常務会ならびに部長会を定期的に開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況等の共有化、会社に著しい損害および利益を及ぼすおそれのある事実の発生、企業行動規範の浸透と遵守、コンプライアンスの徹底を図り、経営判断に反映させる。

また、代表取締役社長は、内部統制室長をコンプライアンスに関する責任者として任命し、内部統制室および総務部がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたることとしており、監査部門である内部統制室は、内部統制システムやリスク管理システムの整備、運用状況の監査、経営目的の達成のために適正で有効な組織活動(業務)が行われているかの監査。また、会社資産の紛失・盗難・滅失や従業員等の不正が生じていないかの監査を実施する。

監査役、内部統制室および総務部は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を含め、文書管理規程をはじめとする社内規程に基づき、法令、定款に則った情報・文書の保存・管理を行う。

監査役および内部統制室は連携し、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について問題なく実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

関連する社内諸規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社を取り巻く環境や内部環境は時として急激に変化し、これらは経営に大きなリスクをもたらしており、企業が成長力を維持する基盤として、リスク管理能力が非常に重要であり、企業の評価を大きく左右するという認識に立ち、リスク管理を経営上の大きな課題の一つと捉える。

リスク管理体制としては、電線事業部、管理本部、新規事業室および海外室の各担当部門の責任および取るべき行動を分担、管理することとしており、経営上のリスクについては、逐一取締役会に報告し、決裁を得ることとする。

規程については、既存の経理規程、内部情報管理規程等のほか必要に応じて新たに制定する。

監査役および内部統制室は連携し、各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、中期経営計画および年度経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務が効率的に行われるよう監督する。各部門長は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。代表取締役社長は、その進捗状況を各部門長に部長会において報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役室を置き、必要な人員を配置することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けられないものとする。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生するおそれがあるとき、重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議すべき重要な事項等を、法令および社内規程等に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たず、断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じないと定めております。

整備状況につきましては、対応部署を総務とし、警察等関連機関との情報交換を積極的に行いながら反社会勢力排除のための社内体制の強化を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンスの模式図

